

平成26年6月 臨時会議

平成26年度

第1回 みどり市 臨時教育委員会会議録

平成26年6月27日

みどり市教育委員会

平成26年度 第1回 みどり市臨時教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成26年6月27日(金) 午前10時00分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 丹羽 千津子
2番委員 松崎 靖
3番委員 山同 善子
4番委員 金子 祐次郎
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 田村 栄助
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 小林 幹児
社会教育課長 小池 秀樹
文化財課長 石原 亨夫
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課総務係 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会期の決定
 - ・日程第2 : 会議録署名委員の指名
 - ・日程第3 : 議案第17号 みどり市教育委員会委員長の選挙について
 - ・日程第4 : 議案第18号 みどり市教育委員会教育長の任命について
 - ・日程第5 : 議案第19号 みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定について
 - ・日程第6 : みどり市教育委員会委員の席番について
-
- ・開会 : 午前10時00分

(教育部長) これより、平成26年度第1回臨時教育委員会議の開催をお願いするわけですが、事務局より進行方法等につきまして、若干説明をさせていただきます。任期が1年であります教育委員長、同職務代理者並びに任期が4年であります教育長につきまして、昨日6月26日をもって任期満了となりました。現在それぞれ空席となっております。また皆様すでにご承知のとおりみどり市議会6月定例会におきまして、山同善子氏、石井逸雄氏を教育委員に任命することにつき同意を求める議案が上程され、6月16日に同意の議決がなされました。その後お二方につきましては、6月25日に市長から教育委員の任命辞令が交付されたところでございます。つきましては、こうした状況を踏まえみどり市教育委員会会議規則第5条第2項により委員長が選任されるまでの間、年長委員が委員長の職務を代行することが規定されておりますので、年長委員の金子委員に委員長代行として教育委員会議の進行をお願いし、議事を進めていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないようですので、進めさせていただきます。金子委員には、こちらの委員長代行席にて進行をお願いいたします。

(仮議長) ただいま、事務局より説明がありましたとおり、教育委員長、委員長職務代理者、そして教育長が空席となっておりますので、委員長が選任されるまでの間、教育委員会議の進行を努めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから平成26年度第1回臨時教育委員会議を開催いたします。

それでは、新たに教育委員になられた方もおりますので、私から順に自己紹介を行いたいと思います。

(順次 自己紹介)

・日程第1 会期の決定

(委員長) 日程第1の会期の決定であります、平成26年6月27日(木)本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第2 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第2、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、松崎靖委員をお願いいたします。

・日程第3 議案第17号 みどり市教育委員会委員長の選挙について

(仮議長) 日程第3、議案第17号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、を議題とします。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は、みどり市教育委員会会議規則第4条第1項の規定により投票を原則といたしますが、同条第2項の規定により、全委員の同意による指名推選とする方法もございますので、お諮りいたします。ご意見はございますか。

(松崎委員) 私は、指名推選がよいと思います。

(仮議長) ただいま、松崎委員から指名推選とのご意見をいただきました。ほかに、ご意見はございませんか。

(仮議長) ほかに意見もないようですので、お諮りいたします。指名推選で行うことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(仮議長) 異議なしと認め、指名推選によることと決定いたします。ここで委員長の推選をお願いいたします。いかがでしょうか。

(松崎委員) 丹羽委員に1年間委員長をしていただいて、非常に素晴らしい成果を残していただいたので、引き続き委員長に丹羽委員を推選します。

(仮議長) ただいま、丹羽委員の推選がありました。ほかにございませんか。無いようですので、採決を行います。当事者であります丹羽委員は、ご退席願います。

(仮議長) 日程第3、議案第17号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、丹羽委員を教育委員長に決定することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(仮議長) 挙手全員。よって丹羽委員が委員長に当選されました。ここで丹羽委員の同席を求めます。

(仮議長) 日程第3、議案第17号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、丹羽委員の当選を委員全員の賛成により決定しましたので、本席から当選の告知をいたします。ここで丹羽委員長と議事進行を交代いたしますが、丹羽委員長には、委員長席に移られましたら、あらためて挨拶をお願いいたします。

(委員長) また、みどり市の教育委員長として精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。いろいろ考えていかなければならない重大な事案が次々とある中、昨日までは尾崎教育長とごつくばらんに皆さんが思っていることを出せる会議だったと思います。また、今日からの1年間も皆さんが日ごろ感じたことを素直に出せる教育委員会会議であると良いと思います。

(委員長) 次の議事の準備のため、10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時20分再開

(委員長) 休憩を解いて、会議を再開いたします

・日程第4 議案第18号 みどり市教育委員会教育長の任命について

(委員長) 日程第4、議案第18号 みどり市教育委員会教育長の任命について、

事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) (事務局にて議案朗読)

(委員長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項により、教育長は委員長を除く教育委員のうちから、互選により選出のうえ教育委員会が任命することになっております。

それでは、委員の皆様からどなたを教育長に推選されるか、お伺いいたします。ご意見ございますか。

(松崎委員) 私は、新たに教育委員になっていただいた石井委員が教育に関する知識も経験もみどり市の現状を分かっていると思いますので、石井委員を推選します。

(委員長) ただいま、石井委員を推選のご意見がありました。ほかにございせんか。ないようですので、お諮りいたしますが本件は個人の身上に関する事項であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、石井委員の退席をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしと認めます。それでは、石井委員におかれましては退席をお願いいたします。

(委員長) それでは、委員の皆様からご意見を伺います。

(松崎委員) 学校教育課長もされていますし、今の現場の問題なども含めて、いろいろな形で対処をしていただくには、ふさわしいと思います。

(山同委員) 私も、松崎委員と同じ意見です。

(金子委員) 私も、松崎委員と同じ意見です。

(委員長) 私も、皆さんと同じ気持ちであります。

(委員長) 意見が出尽くし、我々の意志がまとまりました。みどり市教育委員会教育長に石井委員を任命いたします。それでは、議事が終わりましたので、ここで石井委員に席についていただきます。

(委員長) それでは、委員の皆様で協議した結果につきまして、ご報告申し上げます。全員の意見が一致し、石井委員を教育長に任命することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。ここで、任命されました石井教育長よりご挨拶をお願いいたします。

(教育長) 只今、委員長から教育長に任命するということで身の引き締まる思いがあります。昨日までは、子どもたちの数でいくと338名という子どもたちに対してということでありましたけれども、今日からは学校教育という視点から見ると約5,000名の園児、児童、生徒ということでしょうか。それから生涯教育という視点から考えていけば、市民は52,000名ということですので、子どもたちでいえば健やかな成長であるでしょうし、それから市民の皆さんでいけば、心豊かな生活ということを進めていくということが、教育行政の大きな役割だと思っています。そんな意味では、丹羽委員長を中心として、いろいろご審議をいただく教育行政に関する重要なことを具体的に推進していく事務方の責任者として、誠意をもって務めさせていただきたいと思っております。それから、教育長の任期が切れての後任という形になるでしょうか。尾崎教育長がこれまで進めてこられた教育というのは、人が生きていく上での心の支えであるというところについては、私もまったく同感でございます。そんな意味では、これまで尾崎教育長が進めてこられた部分が、教育長が代わるということで、遅滞がないように、ある意味ではスピード感を持ってしっかりと進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長) それではここで、教育長の任命辞令を交付いたします。

(委員長より辞令交付)

・日程第5 議案第19号 みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定について

(委員長) 日程第5 議案第19号 みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定

について、事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) (事務局にて議案朗読)

(委員長) みどり市教育委員会会議規則第5条第1項により、職務代理者の決め方は、委員長の例に倣うことになっておりますので、投票を基本としますが、指名推選による方法もございますので、お諮りいたします。ご意見はございますか。

(山同委員) 私は、指名推選がよいと思います。

(委員長) ただいま、指名推選とのご意見をいただきました。ほかに、ご意見はございませんか。ご意見もないようですので、お諮りいたします。指名推選で行うことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしと認め、指名推選によることと決定いたします。ここで職務代理者の指名をお願いいたします。いかがでしょうか。

(山同委員) 私は、松崎委員を推選します。

(委員長) ただいま、松崎委員の指名推選がございましたが、ほかにはございませんか。無いようですので採決を行います。当事者であります松崎委員は、ご退席願います。

(委員長) それでは採決を行います。日程第5、議案第19号 みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定について松崎委員を職務代理者に指定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員。よって松崎委員が委員長職務代理者に指定されました。ここで松崎委員の同席を求めます。

(委員長) 議案第19号 みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定について、松崎委員の指定を委員全員の賛成により決定しましたので、本席から告知をいたします。ここで、松崎職務代理者からご挨拶をお願いします。

(松崎委員) 昨年1年間職務代理者ということで、務めさせていただきましたが、幸

いにも丹羽委員長が病気やけがもなく無事に職務を全うしていただきました。また1年よろしく願いして、私が補佐をさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いします。

・日程第6 みどり市教育委員会委員の席番について

(委員長) 日程第6、みどり市教育委員会委員の席番について、を議題とします。
お諮りいたします。席番については、事務局の説明により決定したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) 事務局よりご説明させていただきます。委員長席を1番とし、職務代理者席を2番、教育長席を5番席とし、残る3、4番席については、教育委員在職年数順でいかがでしょうか。

(委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、委員長席を1番、職務代理者を2番席、5番席は教育長席と決定いたします。3、4番席については、教育委員在職年数順ということで、3番席に山岡委員、4番席に金子委員、として決定をいたします。どうぞよろしくお願いします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の臨時教育委員会議の議事をすべて終了いたします。ご苦労様でした。

・閉会：午前10時40分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 議案第17号 みどり市教育委員会委員長の選挙について (選任)
- ・日程第4 : 議案第18号 みどり市教育委員会教育長の任命について (任命)
- ・日程第5 : 議案第19号 みどり市教育委員会委員長職務代理者の指名について (指名)
- ・日程第6 : みどり市教育委員会委員の席番について